

平成24年2月9日

国立大学法人電気通信大学

職員の懲戒処分について

平成24年2月9日、本学職員を下記のとおり懲戒処分としましたのでお知らせします。

記

- 1 懲戒処分対象者
教育研究職員助教（男性）
- 2 懲戒処分内容
懲戒解雇
- 3 懲戒処分日
平成24年2月9日
- 4 懲戒処分事案
セクシュアル・ハラスメント
- 5 懲戒処分事由の概要
上記職員は、平成23年12月に本学女子学生に対して、セクシュアル・ハラスメント行為を行った。
同職員の行為は、当該学生に多大な精神的苦痛を与えたことのみならず、教育機関である本学の職員としての自覚と責任を欠いたあるまじき行為であり、また、本学及び本学職員の信頼を著しく損なうものである。
- 6 大学における今後の対応
今後、このようなことが二度と起こらないよう、本学職員に対して指導、徹底を図り、職員一人ひとりがその使命と責任の重さを十分に自覚し、信頼回復に向けて取り組んでまいります。